

子育てのための施設等利用給付認定基準細則

- 1 子育てのための施設等利用給付認定基準（以下「基準」という。）の1の規定により準用する所得税法基本通達（昭和45年7月1日制定）2-47の(2)において、「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」とは、次のいずれにも該当する場合とする。
 - ア 住民票において別世帯となっている。
 - イ 電気、ガス、水道のうち、いずれか2つの使用契約を、児童の父母の世帯及び同一住所の児童の父母以外の者の世帯、それぞれで締結していることが、契約書又は直近3月以内の検針票等で確認ができる。
- 2 1に該当する場合は、施設等利用給付認定を受けようとする子どもの父母又は同一住所の子どもの父母以外の者からの、申出書の提出により確認を行うものとする。
- 3 基準の2の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について（昭和48年児企第28号）の間9「いわゆる事実婚の範囲について」及び児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について（平成27年雇児福発0417第1号）を準用する。
- 4 基準の3の収入金額には、総合課税の対象となる収入のみとする。
- 5 施行日は、令和元年10月1日とする。